

事故報告の流れについて

報告対象事故は、以下の通りになります。
※事故報告は、必ず行ってください。

報告先は、対象の方
の受給決定をしてい
る自治体と東京都に
なります。

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
- ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
- ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- ⑤ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの）
- ⑥ 感染症の発生
- ⑦ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑧ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑨ 施設運営上の事故の発生
（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- ⑩ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
- ⑪ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

